

居宅介護支援事業所アクトリー

重 要 事 項 説 明 書

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社アクトリー
主たる事務所の所在地	青森市螢沢1丁目8番10号
代表者(職名・氏名)	代表取締役 斎藤慶吾
連絡先	電話・ファックス 017-744-3171

2 事業所の概要

事業所の名称	居宅介護支援事業所アクトリー	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	青森市浜館4丁目8-13	
連絡先	電話 017-752-6404 ファックス番号 017-752-6726	
指定年月日・ 介護保険事業所番号	平成28年9月1日指定	0270105554
管理者の氏名	青木 祐司	
通常の事業の実施地域	青森市・弘前市・平内町	

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所は、指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	<p>事業者は、要介護状態となった場合においても、利用者様が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者様の立場に立ち援助を行います。</p> <p>事業者は、利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立って、利用者様に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業を行う者若しくは地域密着型サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければなりません。</p> <p>事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法</p>

	律第123号)に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとします。
--	---

4 従業者の職種、員数及び職務内容

従業者の職種	員数・勤務の形態	職務内容
管理者	1名・常勤 (主任介護支援専門員)	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	3名以上・常勤 (内、1名管理者兼務)	要介護者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成します。

5 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び、12月29日～1月3日を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで *電話等により24時間常時連絡が可能

6 提供する居宅介護支援の内容

内 容	提 供 方 法
内容及び手続の説明及び同意	<p>1 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者様又はその家族様に対し、運営規程の概要その他の利用申込者様のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、指定居宅介護支援の提供の開始についてご利用申込者様の同意を得ます。</p> <p>2 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者様又はその家族様に対し、居宅サービス計画(以下「計画」という。)が介護保険法に規定する基本方針及び利用申込者様の希望に基づき作成されるものであるため、利用者様が当事業所に対し複数の指定介護サービス事業者等の紹介を求めることができること等について説明を行います。</p> <p>3 指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用者様について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただきますようお願いします。</p>
居宅サービス計画の作成	利用者様宅を訪問し、利用者様や家族様に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。(アセスメントには、全社協方式を使用し、問題点・ニーズの把握に努めます)

利用者様は自宅周辺地域における介護サービス事業者やインフォーマルサービス事業者等、複数の事業者について紹介を求めることが出来ます。内容や利用料等の情報についてパンフレットを用いて説明する等、適正にサービスを選択していただきます。

提供するサービスにより達成すべき目標と達成時期、サービス等を提供する上での留意点などを盛り込んだ計画の原案を作成します。

利用者様、家族様、介護サービス事業者等を参考し、利用者様の情報を共有し、抱えている課題、目標、支援の方針について協議等を行う、サービス担当者会議を開催します。

計画の原案に位置付けたサービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象にならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者様や家族様に説明し、意見を伺います。(計画の原案に位置づけた指定介護サービス事業者等の選定理由について、説明を求めることが可能です。)

計画の原案は、利用者様や家族様と協議した上で、必要があれば変更を行い、利用者様から文書で同意を得た上で決定します。

なお、居宅サービス計画の作成にあたり、事業者が作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業者において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、利用者様の署名を受けるものとします。

介護サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供	計画の目標に沿ってサービス等が提供されるよう、介護サービス事業者等との連絡調整を行います。
計画の実施状況の把握(モニタリング)	介護サービス事業者や利用者様等と連絡を取り、サービスの実施状況や、利用者様の状況等の把握をします。
計画の実施状況の評価	計画の実施状況について定期的に評価を行い、今後の方針を決定します。評価は、利用者様宅を訪問して行います。
相談・説明	介護保険や介護等に関することについて、幅広くご相談に応じます。
医療との連携・主治医への連絡	1 計画の作成時(又は変更時)や、サービス等の利用時に必要な場合、また、医療系サービスの利用を希望する場合は、利用者様の同意を得た上で、関連する医療機関やご利用者様の主治医に意見を求める等し、連携を図ります。

	<p>2 指定介護サービス事業者等から利用者様に係る情報の提供を受けたときその他必要と認められる場合は、利用者様の服薬状況、口腔機能その他の利用者様の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者様の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。</p> <p>3 第1号により医師等に意見を求めて、計画を作成した場合には、当該計画を主治の医師等に交付します。</p>
計画の変更	利用者様が計画の変更を希望した場合又は計画担当者が介護サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者様の意見を尊重し合意の上で、計画の変更を行います。
要介護認定等にかかる申請の援助	<p>1 利用者様の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。</p> <p>2 利用者様の認定の有効期間満了の60日前には、更新申請に必要な協力を行います。</p>
訪問	担当者が利用者様宅を少なくとも月1回訪問し状況把握等を行います。

7 利用料その他の費用

居宅介護支援にかかる費用については、介護保険から全額給付されるため、利用者様の負担はありません。

ただし、利用者様の保険料滞納等により、当事業所に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合は、次の利用料をお支払いいただき、利用料お支払の際には、指定居宅介護支援提供証明書と領収書を発行します。

(1) 利用料(居宅介護支援費) *1 単位 10 円

区分・要介護度			基本単位
(I)	介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 45人未満の場合	要介護1, 2	1, 086単位/月
		要介護3, 4, 5	1, 411単位/月

※特別地域居宅介護支援加算(上記所定単位数の 15%)

(2) 利用料(居宅介護支援費に係る加算) ※ 当事業所が条件を満たしたとき加算されます。(1 単位 10 円)

要介護度による区分なし	加算	基本単位	加算の要件・算定回数等	
	初回加算	300	新規に居宅サービス計画を作成する場合。要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。要介護状態区分が2区分以上変更されたときに居宅サービス計画を作成する場合(1月につき)	
	特定事業所加算(Ⅰ)	519	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保や、サービス提供に関する定期的な会議を実	
	特定事業所加算(Ⅱ)	421		

特定事業所加算(Ⅲ)	323	施しているなど、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(1月につき)		
特定事業所加算(A)	114			
特定事業所医療介護連携加算	125			
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250	入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合		
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200	入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合		
退院・退所加算	カンファレンス参加無	カンファレンス参加有	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、ご利用者様に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(入院または入所期間中1回を限度に算定)	
	連携1回	450	600	
	連携2回	600	750	
	連携3回	-	900	
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共にご利用者様の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度に)		
通院時情報連携加算	50	利用者様が医師又は歯科医師の診断を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者様の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者様に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者様1人につき1月に1回を限度として算定する。		
ターミナルケアマネジメント加算	400	終末期の医療やケアの方針に関する利用者様又はその家族様の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者様又はその家族様の同意を得て、利用者様の居宅を訪問し、利用者様の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。		

(3) その他の費用

交通費	通常の事業実施地域を越えた地点から、1キロメートルにつき30円
-----	---------------------------------

8 緊急時の対応方法

(1) 従業者は、指定居宅介護支援の提供を行っているときに利用者様に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、事業所の管理者に報告します。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

主治医連絡先	
--------	--

(2) 指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、利用者様の家族様等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(3)利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。当事業所では、以下の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
加入保険名	福祉事業者総合賠償責任保険
保険の内容	賠償責任保険

9 苦情相談窓口

(1)居宅介護支援に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号：017-752-6404 担当：吉田 真弓 責任者：青木 祐司
---------	--

(2)居宅介護支援提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	青森市福祉部介護保険課	所在地：青森市新町1丁目3番7号 電話番号：017-734-5257 受付時間：午前8時30分～午後6時 (土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く)
	青森県国民健康保険団体 連合会介護保険課	所在地：青森市新町2丁目4番1号 電話番号：017-723-1301 受付時間：午前9時00分～午後4時 (土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3を除く)

10 個人情報の保護

(1)事業所は、利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を 遵守し適切な取り扱いに努めます。

(2)事業者が得た利用者様又はその家族様の個人情報については、原則的に、事業者での居宅介護支援の提供以外の目的では利用しないものとしますが、当事業所が、高齢者へのよりよい支援体制づくりのために行う、学会及び研究会等で事例発表や、地域ケア会議の開催等において、利用者様や家族様の個人情報が必要となる場合がございますので、別紙「個人情報利用同意書」をご確認の上、署名をお願いいたします。その他外部への情報提供については、必要に応じて利用者様又はその代理人の方の了解を得るものとします。

11 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2)虐待防止のための指針の整備

(3)虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の措置

事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

当事業所従業者及びご利用中の介護サービス事業所の職員等による虐待に関する相談を受付けています。

事業所相談窓口	電話番号 : 017-752-6404 担当 : 吉田 真弓 責任者 : 青木 祐司
---------	--

12 業務継続計画の策定等

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

居宅介護支援提供同意書

令和 年 月 日

事業者は、ご利用者様への居宅介護支援提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 青森市螢沢1丁目8番10号

事業者(法人)名 株式会社アクトリー

代表者職・氏名 代表取締役 斎藤 慶吾 印

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者様 住 所

氏 名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

氏 名 印

(本人との続柄)